

令 02 原機（環保）007
令和 2 年 1 月 11 日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児玉 敏雄
(公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所の
特定廃棄物管理施設の変更に係る
使用前検査申請書記載事項の変更届

(通信連絡設備の一部変更)

令和 2 年 8 月 5 日付け令 02 原機（環保）004 をもって申請した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所の特定廃棄物管理施設の変更に係る使用前検査申請書に記載された事項を変更したので、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 15 号）附則第 7 条第 1 項に基づき、改正前の核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第 7 条第 2 項の規定に基づき届け出ます。

記

1. 変更の内容

申請書記載事項の「3. 工事工程表」の別紙1及び「4. 検査を受けようとする事項、期日及び場所」の別紙2の記載を、別添のとおり変更する。

2. 変更の理由

検査を受けようとする期日について、その後の工程調整に伴い、変更が必要になったため。

【変更前】

別紙1

工事工程表

事項	令和2年												令和3年		
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月			
製品(既製品) 入手															
その他廃棄物管理設備の附属施設															
その他主要な事項 通信連絡設備															
敷地内の通信連絡設備 構内一斉放送設備															
大洗研究所外通信連絡設備															
大洗研究所内通信連絡設備															
検査															

新規制基準の適合性確認の完了時期(予定)：令和4年10月

別紙2

検査を受けようとする事項、期日及び場所

令和2年3月27日付け原規規発第2003275号をもって設計及び工事の方法の認可を受けた特定廃棄物管理施設のうち通信連絡設備の一部変更に関する事項

事 項		期 日	場 所
検査対象	検査項目		
その他廃棄物管理設備の附属施設 その他主要な事項 通信連絡設備 敷地内の通信連絡設備 構内一斉放送設備 大洗研究所外通信連絡設備 大洗研究所内通信連絡設備	員数検査 ^{*1}	令和3年1月	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 大洗研究所 (茨城県東茨城郡大洗町 成田町4002番地)
	据付検査 ^{*2}		
	性能検査		

*1：大洗研究所外通信連絡設備及び大洗研究所内通信連絡設備については、所定の場所に配備されていることを含む。

*2：敷地内の通信連絡設備 構内一斉放送設備を対象とする。

別紙1

工事工程表

【変更後】

事項	令和2年												令和3年
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
製品(既製品) 入手													
その他廃棄物管理設備の附属施設													
その他主要な事項 通信連絡設備													
敷地内の通信連絡設備 構内一斉放送設備													
大洗研究所外通信連絡設備													
大洗研究所内通信連絡設備													
検査													

新規制基準の適合性確認の完了時期(予定) : 令和4年10月

別紙2

検査を受けようとする事項、期日及び場所

令和2年3月27日付け原規規発第2003275号をもって設計及び工事の方法の認可を受けた特定廃棄物管理施設のうち通信連絡設備の一部変更に関する事項

事 項		期 日	場 所
検査対象	検査項目		
その他廃棄物管理設備の附属施設 その他主要な事項 通信連絡設備	員数検査 ^{*1}		
敷地内の通信連絡設備 構内一斉放送設備	据付検査 ^{*2}	令和3年2月	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 大洗研究所 (茨城県東茨城郡大洗町 成田町4002番地)
大洗研究所外通信連絡設備			
大洗研究所内通信連絡設備	性能検査		

*1：大洗研究所外通信連絡設備及び大洗研究所内通信連絡設備については、所定の場所に配備されていることを含む。

*2：敷地内の通信連絡設備 構内一斉放送設備を対象とする。